

7 「【適正納付金額】」の欄には、当該納付書に記載した納付年分と当該年分について適正に納付すべき登録料の合算額を記載する。

8 「【返還請求金額】」の欄には、返還を請求する登録料の合算額を記載する。

9 「【返還金振込先】」の欄には、次の要領で返還金を受けるべき返還請求人又は代理人の銀行口座について記載する。「【金融機関名】」には「〇〇銀行（金庫）〇〇支店」のように、「【口座種別】」には「普通預金」又は「当座預金」の別を、「【口座番号】」には「〇〇〇〇〇〇〇〇」のように口座の番号を、「【フリガナ】」には必ず片仮名で口座名義人の振り仮名を、「【口座名義人】」には当該口座の名義人の氏名又は名称をそれぞれ記載する。

10 「【提出物件の目録】」の欄の「【物件名】」には、代理権を証明する書面等の提出する書類名を記載し、提出する書類がない場合は、「【提出物件の目録】」の欄は設けるには及ばない。

11 その他は、様式第1の備考1から4まで、7、8、10、12、14、18、20、32、34から36まで及び39と同様とする。

様式第14の3（第21条の3関係）

【書類名】 既納手数料返還請求書
（【提出日】 平成 年 月 日）
【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【返還請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【返還請求対象書類】

【書類名】

【提出日】

【納付済金額】

【適正納付金額】

【返還請求金額】

【返還金振込先】

【金融機関名】

【口座種別】

【口座番号】

【フリガナ】

【口座名義人】

【提出物件の目録】

【物件名】

【備考】

- 1 実用新案登録を受けようとする者が納付した登録料の返還の請求をするときは、「【書類名】」を「既納手数料（登録料）返還請求書」と記載する。
- 2 「【事件の表示】」の欄は、次の要領で記載する。
 - イ 「【出願番号】」には、「実願〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇」のように出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」の欄を「【出願日】」とし、「平成何年何月何日提出の実用新案登録願」のように実用新案登録出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。

口 国際実用新案登録出願について、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」の欄を「【国際出願番号】」とし、「PCT/〇〇〇〇/〇〇〇〇〇」のように国際出願番号を記載し、「【国際出願番号】」の欄の次に「【出願の区分】」の欄を設けて「実用新案登録」と記載する。

ハ 審判に係属中のものについては、「【事件の表示】」の欄の次に「【審判番号】」の欄を設けて、「無効〇〇〇〇—〇〇〇〇〇」のように当該審判の番号を記載する。ただし、審判の番号が通知されていないときは「【審判番号】」を「【審判請求日】」とし、審判請求をした年月日を記載する。

二 登録後にした実用新案技術評価の請求に係る返還の請求をするときは、「【事件の表示】」を「【実用新案登録番号】」とし、実用新案登録の番号を記載する。

3 「【返還請求人】」の欄には、当該返還に係る手数料及び登録料を納付した者を記載する。

4 「【返還請求対象書類】」の欄の「【書類名】」及び「【提出日】」には、実用新案登録願、手続補正書、出願人名義変更届、実用新案技術評価請求書、審判請求書のように返還を請求する手数料及び登録料を納付した手続に係る書類名及びその提出年月日を記載する。

5 「【納付済金額】」の欄には、当該手続書類に係る納付した手数料と登録料の合算額（円、、、等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記載する。

6 「【適正納付金額】」の欄には、当該手続書類において適正に納付すべき手数料と登録料の合算額を記載する。ただし、実用新案法第2条の5第2項において準用する特許法第18条の2第1項の規定による却下処分に係る場合は、「【適正納付金額】」の欄は設けるには及ばない。

7 「【返還請求金額】」の欄には、返還を請求する手数料と登録料の合算額を記載する。

8 その他は、様式第1の備考1から4まで、7、8、10、12、14、18、20、32、34から36まで及び39並びに様式第14の2の備考3から5まで、9及び10と同様とする。

（第14条第1項第1号の規定による）

（第14条第1項第2号の規定による）

（第14条第1項第3号の規定による）

（第14条第1項第4号の規定による）

（第14条第1項第5号の規定による）

（第14条第1項第6号の規定による）

（第14条第1項第7号の規定による）

（第14条第1項第8号の規定による）

（第14条第1項第9号の規定による）

（第14条第1項第10号の規定による）

（第14条第1項第11号の規定による）